

玄海4号機 使用済燃料運搬用容器設置工事に伴う

使用前事業者検査に関する説明内容

- 使用済燃料運搬用容器設置工事の概要について
 - ・ 使用済燃料運搬用容器設置工事の内容及び検査対象運搬容器の構造について説明する。

- 使用前事業者検査及び使用済燃料号炉間輸送に関するスケジュール
 - ・ 使用済燃料号炉間輸送の主要工程を説明する。
 - ・ 使用前確認申請時期及び使用前事業者検査実施予定時期について説明するとともに認識の統一を図る。
 - ・ 検査項目の概要について説明する。

- 使用済燃料運搬用容器設置工事に係る使用前事業者検査について
 - ・ 使用前事業者検査において当該容器製造時の検査記録又は核燃料輸送物設計承認書に基づく至近の点検記録による記録確認検査方法について説明する。
 - ・ 主要な耐圧部の溶接部の検査方法について説明する。

- 使用前事業者検査に係る記録の信頼性確認について
 - ・ 当該容器製造時の検査記録を用いて記録確認検査を行うにあたり、記録の品質保証上の確認事項について説明する。

以 上

玄海4号機使用済燃料運搬用容器設置工事の概要について

1. 概要

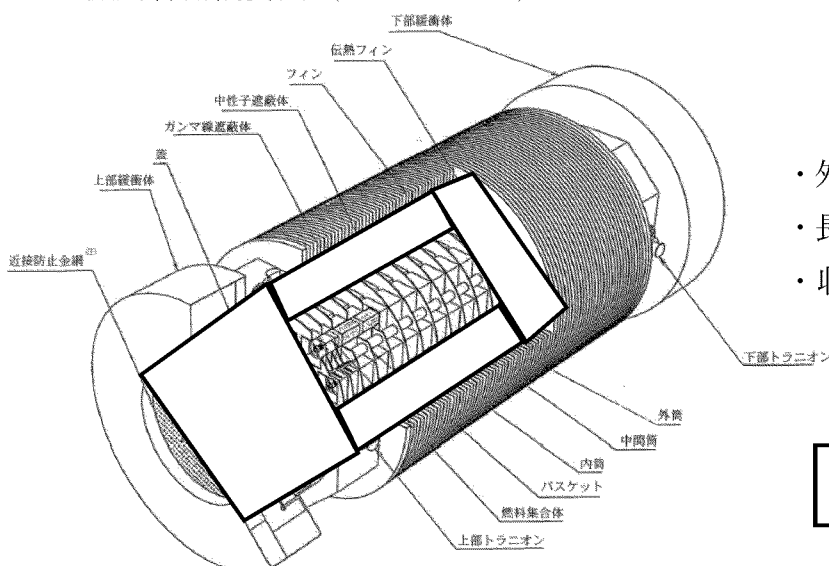
玄海4号機の使用済燃料を玄海3号機の使用済燃料ピットに貯蔵するため、使用済燃料運搬用容器を玄海4号機に設置する。

使用済燃料運搬用容器の設置は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第2「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設(1)燃料取扱設備(使用済燃料を取り扱うものに限る。)」に該当するため、使用前確認申請(炉規法)及び使用前検査申請(電事法)を行う。

2. 工事内容

- 使用済燃料運搬用容器としては、再処理工場への使用済燃料輸送実績のある輸送容器を玄海4号機に2基設置する。なお、既存の容器を搬入して使用するものであるため、現地工事を伴わない。
- 当該輸送容器(NFT-14P型)の設計については、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき、「核燃料輸送物設計承認(平成23年10月11日付平成22・10・28原第26号)」を取得している。

○運搬用容器概要図(NFT-14P型)



- ・外径 : 約 2.6m (緩衝体を含む)
- ・長さ : 約 6.3m (緩衝体を含む)
- ・収納物 : PWR 使用済燃料 14 体

枠囲みの範囲は、機密に係る事項であるため、公開できません。

注) 取り付けない場合がある。